○厚生労働省告示第百二十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第20部として次のように加える。

第20部　追　補　⑯

内用薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（い）			
イソソルビド内用液70%「ＣＥＯ」	70%	1mL	5.50
イソソルビド内用液70%分包30mL「ＣＥＯ」	70%30mL	1包	172.60
（え）			
後発 エナラプリルマレイン酸塩錠2.5mg「ファイザー」	2.5mg	1錠	17.70
後発 エナラプリルマレイン酸塩錠５mg「ファイザー」	５mg	1錠	18.40
後発 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「ファイザー」	10mg	1錠	19.10
（ふ）			
後発 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「ファイザー」	25mg	1錠	20.60
後発 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「ファイザー」	50mg	1錠	38.00
後発 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「ファイザー」	75mg	1錠	52.60
（り）			
後発 リスペリドン細粒１%「ファイザー」	１%	1g	132.80
後発 リスペリドン錠0.5mg「ファイザー」	0.5mg	1錠	6.70
後発 リスペリドン錠１mg「ファイザー」	1mg	1錠	11.60
後発 リスペリドン錠２mg「ファイザー」	2mg	1錠	23.30
後発 リスペリドン錠３mg「ファイザー」	3mg	1錠	35.00

○厚生労働省告示第百二十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第６に第３部として次のように加える。

第３部　追　補　⑵

内用薬		
品名	規格	単位
（い）		
イソソルビド内用液70%「あすか」	70%	1mL
イソソルビド内用液70%分包30mL「あすか」	70%30mL	1包